

## 情報連携シート利用規約

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、美浜町地域包括ケアに関わる地域包括支援センター・居宅介護支援事業所が、医療機関等や介護サービス事業所と相互連携で使用する「情報連携シート」の利用について規定したものである。

(目的)

第2条 「情報連携シート」は、美浜町地域包括ケアに関わる医療機関等（以下「連携医療機関」という。）及び介護サービス事業所等に、担当ケアマネジャーが要支援者・要介護者の心身や介護の状況を記入することで、各スタッフ間において情報共有することを目的とする。

(利用上の注意)

第3条 情報送付の目的を「情報連携シートNo.1」に明記する。

2 通常は、「情報連携シートNo.1」を使用する。

3 みどりの風 南知多病院への情報提供は、「情報連携シートNo.1」と「情報連携シートNo.2」を使用する

4 薬剤情報が必要な場合や、記述欄に収まらない場合は、裏面の活用や別紙の添付をする。

(個人情報の取扱い)

第4条 「情報連携シート」で知り得た情報は、連携医療機関以外には漏らさない。また、「情報連携シート」は厳重に保管するか、適正に処分を行う。

(補足)

第5条 この規約改廃は、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会「在宅医療・介護連携部会」での決定を要する。

2 「情報連携シート」の修正や更新は、美浜町包括ケア会議で検討し、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会「在宅医療・介護連携部会」で決定する。

附 則

この規約は平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月3日から施行する。